

3か月以上
1歳未満の
乳児対象



ヒブ(Hib)予防接種を受けましょう 予防接種費用の一部を助成します

※新型インフルエンザの予防接種ではありません

■ヒブ(Hib)予防接種に関すること
こども課母子健康係
TEL(23)8634

《ヒブ(Hib)とは》

ヘモフィルス・インフルエンザb型菌という細菌の略語で、頭文字をとってヒブ(Hib)と呼ばれています。

名前に「インフルエンザ」という単語が入りますが、ヒブは細菌で、冬に流行するインフルエンザウイルスとは別のものです。

ヒブはヒトからヒトへ飛沫感染し、鼻咽腔に保菌され、これが原因菌となって細菌性髄膜炎や肺炎・喉頭蓋炎・敗血症などの重い病気をひきおこします中でも細菌性髄膜炎は予後が悪く、注意が必要な病気です。

《細菌性髄膜炎とは》

細菌が脳に感染する重症の感染症で、日本では年間600人前後のお子さんが感染しており、その原因となる細菌の6割強がヒブです。

ヒブが原因となる髄膜炎をヒブ髄膜炎といい、多くの場合、生後3か月から5歳になるまでのお子さんがかかりやす。特に6か月から1歳未満のお子さんがかかりやすくもつとも注意が必要です。

また、ヒブ髄膜炎患者のうち、約5%の方が亡くなり、約25%の方に重い後遺症(てんかん・難聴・発達障害など)が残ります。

予防接種でヒブ髄膜炎からお子さんを守りましょう。

- 対象者 平成22年1月1日以降に生まれた3か月以上1歳未満の乳児
- 実施場所 かかりつけの医療機関
- 接種回数 接種開始月齢が3か月～7か月未満
⇒初回3回+追加1回
接種開始月齢が7か月～1歳未満
⇒初回2回+追加1回
★初回は4～8週間の間隔で接種します。
★三種混合予防接種と同時に接種可。
- 窓口で支払う自己負担額 1回につき2,000円
接種費用7,000円のうち、5,000円を市が負担。
- 申込方法 必ず、各医療機関に事前に予約をしてから受診してください。
★市への申し込みは不要です
★ワクチンの入手に時間がかかりますので、必ず事前に予約をしてください。
- 次の①～④に該当するお子さんは接種を受けることができません
 - ①明らかに発熱している
 - ②ヒブワクチンの成分または破傷風トキソイドでアナフィラキシーを起こしたことがある

- ③重篤な急性疾患にかかっている
- ④医師が接種不適当と判断した場合
- 次の①～⑤に該当するお子さんが接種を受けられる際は医師にご相談ください
 - ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液などの病気や、発育障害などで治療を受けている
 - ②予防接種後2日以内に発熱したことがある
 - ③過去にけいれんやひきつけをおこしたことがある
 - ④ヒブワクチンの成分などでアレルギーを起こすことがある
 - ⑤過去に免疫不全と診断されている
- 注意事項
 - ☆受診時は、必ず親子(母子)健康手帳を持参してください。
 - ☆ヒブ予防接種は行政措置の法定外(任意)予防接種となりますので、万が一健康被害が起きた場合は「大田原市予防接種事故災害補償規則」に基づき対処いたします。
 - ☆市外の医療機関で接種を希望する場合は、こども課母子健康係【TEL(23)8634】へご相談ください。

70歳以上
の方対象



肺炎球菌予防接種を受けましょう 予防接種費用の一部を助成します

※新型インフルエンザの予防接種ではありません

■肺炎球菌予防接種に関すること
高齢いきがい課介護予防係
TEL(23)8917

高齢者のかかる肺炎の多くが、肺炎球菌によるものといわれています。

この肺炎球菌は、80種類以上の型があり、その中でも感染する機会が多い23種類の型に対して、ワクチン接種で免疫をつけることができます。

ただし、肺炎球菌ワクチンですべての肺炎が予防できるわけではありませんので、日ごろの健康管理が大切です。

- 対象者 大田原市民で接種当日70歳以上の方
※今年度から、過去に肺炎球菌予防接種を受けた方でも、接種してから5年以上経過していれば、医師の判断で再接種することができるようになりました。
- 実施場所 かかりつけの医療機関
- 窓口で支払う自己負担額 4,000円
接種費用7,500円のうち、3,500円を市が負担。
- 接種方法 ①保険証・印鑑を持参のうえ、高

齢いきがい課介護予防係または各支所、出張所に直接お申し込みください。その場で肺炎球菌予防接種券を発行します。

- ②医療機関に接種日を予約してから受けてください。なお、17ページの一覧に記載されていない医療機関で受けるときは、予約をする前に、高齢いきがい課介護予防係【TEL(23)8917】までご相談ください。
- 接種日に持参するもの 肺炎球菌予防接種券と保険証 ※予診票は各医療機関にあります。

ご注意ください

- 肺炎球菌予防接種は行政措置による任意の予防接種ですので、強制ではありません。
- 肺炎球菌予防接種は、行政措置における法定外予防接種ですが、国が認めた健康被害が起きた時は「大田原市予防接種事故災害補償規則」に基づき対処いたします。